

静岡銀行 カードローン「セレカ」規定 新旧対照表

■セレカ規定（当座貸越規定）

変更前	変更後
<p>借主は静岡ディーシーカード株式会社または新生フィナンシャル株式会社（以下静岡ディーシーカード株式会社と新生フィナンシャル株式会社を併せて「保証会社」という）の保証に基づき株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）インターネット支店（以下「当店」という）と静岡銀行カードローン セレカに係る当座貸越取引（以下「本取引」という）を行うことについて次の条項を約定します。</p>	<p>借主は静岡カード株式会社または新生フィナンシャル株式会社（以下静岡カード株式会社と新生フィナンシャル株式会社を併せて「保証会社」という）の保証に基づき株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）インターネット支店（以下「当店」という）と静岡銀行カードローン セレカに係る当座貸越取引（以下「本取引」という）を行うことについて次の条項を約定します。</p>
<p>第2条（貸越極度額）</p> <p>1. 本取引により借主が銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下「決定貸越極度額」という）は、本取引開始当初においては、500万円の範囲内で銀行が決定します。借主はインターネットバンキングの「カードローン契約内容照会」にて決定貸越極度額等の契約内容を確認するものとします。</p> <p>2. 決定貸越極度額については、銀行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により、事前に借主に通知することにより500万円の範囲内で増額または減額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。</p>	<p>第2条（貸越極度額）</p> <p>1. 本取引により借主が銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下「決定貸越極度額」という）は、本取引開始当初においては、1,000万円の範囲内で銀行が決定します。借主はインターネットバンキングの「カードローン契約内容照会」にて決定貸越極度額等の契約内容を確認するものとします。</p> <p>2. 決定貸越極度額については、銀行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により、事前に借主に通知することにより1,000万円の範囲内で増額または減額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。</p>

第4条（利息・損害金等）

2. 利率は決定貸越極度額に応じ次のとおりとします。借主はインターネットバンキングの「カードローン契約内容照会」にて利率を確認するものとします。

決定貸越極度額	利率
400万円超 500万円以下の場合	年 4.00%
300万円超 400万円以下の場合	年 7.00%
200万円超 300万円以下の場合	年 9.00%
100万円超 200万円以下の場合	年 12.00%
100万円以下の場合	年 14.50%

第4条（利息・損害金等）

2. 利率は決定貸越極度額に応じ次のとおりとします。借主はインターネットバンキングの「カードローン契約内容照会」にて利率を確認するものとします。

決定貸越極度額	利率
1,000万円	年 1.50%
900万円超 990万円以下の場合	年 2.50%
800万円超 900万円以下の場合	年 3.00%
700万円超 800万円以下の場合	年 3.50%
600万円超 700万円以下の場合	年 4.00%
500万円超 600万円以下の場合	
400万円超 500万円以下の場合	年 7.00%
300万円超 400万円以下の場合	
200万円超 300万円以下の場合	年 9.00%
100万円超 200万円以下の場合	年 12.00%
100万円以下の場合	年 14.50%

第5条（定例返済）

3. 指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延するものとします。

前月末日現在の貸越金残高	約定返済金額
2千円未満の場合	前月末日現在の借入残高
2千円以上10万円以下の場合	2千円
10万円超30万円以下の場合	5千円
30万円超50万円以下の場合	1万円
50万円超100万円以下の場合	2万円
100万円超150万円以下の場合	3万円
150万円超200万円以下の場合	4万円
200万円超250万円以下の場合	5万円
250万円超の場合	6万円

第5条（定例返済）

3. 指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延するものとします。

前月末日現在の貸越金残高	約定返済金額
2千円未満の場合	前月末日現在の借入残高
2千円以上10万円以下の場合	2千円
10万円超30万円以下の場合	5千円
30万円超50万円以下の場合	1万円
50万円超100万円以下の場合	2万円
100万円超150万円以下の場合	3万円
150万円超200万円以下の場合	4万円
200万円超250万円以下の場合	5万円
250万円超 600万円以下の場合	6万円
600万円超 700万円以下の場合	6万5千円
700万円超 800万円以下の場合	7万円
800万円超 900万円以下の場合	7万5千円
900万円超の場合	8万円

■セレカ保証委託約款

変更前	変更後
<p>第1条（委託の範囲）</p> <p>1. 私が静銀ディーシーカード株式会社または新生フィナンシャル株式会社（以下静銀ディーシーカード株式会社と新生フィナンシャル株式会社を併せて「保証会社」という）に委託する保証の範囲は、株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）から融資を受ける静岡銀行カードローンセレカにかかるローン契約（以下「本件ローン契約」という）の借入金、利息、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行われ、また、制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。</p>	<p>第1条（委託の範囲）</p> <p>1. 私が静銀カード株式会社または新生フィナンシャル株式会社（以下静銀カード株式会社と新生フィナンシャル株式会社を併せて「保証会社」という）に委託する保証の範囲は、株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）から融資を受ける静岡銀行カードローンセレカにかかるローン契約（以下「本件ローン契約」という）の借入金、利息、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行われ、また、制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。</p>
<p>第3条（求償権）</p> <p>私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。</p> <p>1. 前条による保証会社の出損額</p> <p>2. 保証会社が弁済した翌日からの遅延損害金（静銀ディーシーカード株式会社は年14.4%（年365日の日割計算）、新生フィナンシャル株式会社は年14.6%（年365日の日割計算、ただしうるう年の場合は年366日の日割計算による））。</p>	<p>第3条（求償権）</p> <p>私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。</p> <p>1. 前条による保証会社の出損額</p> <p>2. 保証会社が弁済した翌日からの遅延損害金（静銀カード株式会社は年14.4%（年365日の日割計算）、新生フィナンシャル株式会社は年14.6%（年365日の日割計算、ただしうるう年の場合は年366日の日割計算による））。</p>
<p>〔個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口〕</p> <p>静銀ディーシーカード株式会社 お客様相談室</p> <p>〒424-0886</p> <p>静岡市清水区草薙一丁目13番10号静岡銀行草薙支店ビル5階</p> <p>TEL 054-344-1155</p>	<p>〔個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口〕</p> <p>静銀カード株式会社 お客様相談室</p> <p>〒424-0886</p> <p>静岡市清水区草薙一丁目13番10号静岡銀行草薙支店ビル5階</p> <p>TEL 054-344-1155</p>

■個人情報にかかる同意

変更前	変更後
<p>私は、静銀ディーシーカード株式会社または新生フィナンシャル株式会社（以下静銀ディーシーカード株式会社と新生 フィナンシャル株式会社を併せて「保証会社」という）の保証による、静岡銀行カードローンセレカについて、電磁的方法による利用申込み、または静岡銀行カードローンセレカ利用申込書、静岡銀行カードローンセレカ保証委託契約書ならびに当該ローンに付随する一切の契約等（以下「このローン」という）にかかる私の個人情報（借入後の変更、追加情報を含む）に関し、以下の事項について同意します。</p>	<p>私は、静銀カード株式会社または新生フィナンシャル株式会社（以下静銀カード株式会社と新生 フィナンシャル株式会社を併せて「保証会社」という）の保証による、静岡銀行カードローンセレカについて、電磁的方法による利用申込み、または静岡銀行カードローンセレカ利用申込書、静岡銀行カードローンセレカ保証委託契約書ならびに当該ローンに付随する一切の契約等（以下「このローン」という）にかかる私の個人情報（借入後の変更、追加情報を含む）に関し、以下の事項について同意します。</p>